

	対象となる法律	対象となる方	償還期間 ※通常 10 年 (据置期間 ※通常 3 年)
ア	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	都道府県知事から「林業経営改善計画」の認定を受けた方	12 年以内
イ	林業労働力の確保の促進に関する法律	都道府県知事から「改善計画」の認定を受けた方	15 年以内
ウ	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	農林水産大臣から「農工商等連携事業計画」の認定を受けた方	12 年以内 (5 年以内)
エ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律	農林水産大臣から「生産製造連携事業計画」の認定を受けた方	12 年以内
オ	公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律	農林水産大臣から「木材製造高度化計画」の認定を受けた方	12 年以内
カ	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	農林水産大臣から「総合化事業計画」の認定を受けた方	12 年以内 (5 年以内)
キ	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	① 主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた方 ② 生産物（加工品を含む）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた方	13 年以内 (6 年以内) ※アからキの特例による償還期間・据置期間については、それぞれ 3 年を足した期間となります。 ※コの特例による据置期間は 3 年を足した期間となります。
ク	山村振興法	農林水産大臣・都道府県知事の同意を得た「山村振興計画」に基づく「森林資源活用型地域活性化事業」を実施する方	12 年以内 (5 年以内)
ケ	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	都道府県知事から「特定増殖事業計画」の認定を受けた方	12 年以内 (5 年以内)
コ	木材の安定供給の確保に関する特別措置法	農林水産大臣・都道府県知事から「事業計画」の認定を受けた方	12 年以内